

定価消費税込)一箇年 一六八〇〇円(郵送料を含む。)

山梨県公報

号外第六十三号の二

平成二十四年
十一月二十八日

水曜日

目次

公安委員会

犯罪被害者等早期援助団体の指定

公安委員会

山梨県公安委員会告示第百三十二号

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和五十五年法律第三十六号)第二十三条の規定により、次の法人を犯罪被害者等早期援助団体として指定したので、犯罪被害者等早期援助団体に関する規則(平成十四年国家公安委員会規則第一号)第二条の規定に基づき告示する。

平成二十四年十一月二十八日

山梨県公安委員会

委員長 井上利男

一 名称

公益社団法人被害者支援センターやまなし

二 所在地

山梨県甲府市丸の内二丁目三十二番十一号 山梨県医師会館内

三 代表者の氏名

理事長 竹井清八

四 当該法人が事業を行う援助事業に係る犯罪被害者等

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第一条第四項に規定する犯罪被害者等

五 指定年月日

平成二十四年十一月二十八日

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番